

## 認可地縁団体とは

平成3年4月2日に地方自治法が改正され、第260条の2で地縁団体の認可が定められました。

地縁団体とは、町又は字の区域その他市町村内の一定の区域に住所を有する者で一定の要件を満たしている地縁に基づいた団体をいいます。

自治会が不動産を取得した時、代表者が申請をして、市町村長の認可を受けた場合に、その権利を有し、義務を負うことができます。つまり、自治会に法人格を与えることにより、登記等が自治会名でできることとなります。

一定の要件とは、

① その区域の住民相互の連絡、環境の整備、集会施設の維持管理等良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うことを目的とし、現にその活動を行っていることと認められること。

② その区域が、住民にとって客観的に明らかなものとして定められていること。

※区域は、その自治会が相当の期間にわたって存続している区域の現況によるものとします。

③ その区域に住所を有する全ての個人は、構成員になることができるものとし、その相当数の者が現に構成員となっていること。

※構成員は、「区域に住所を有する個人」で、区域に住所を有すること以外には、年齢・性別・国籍等の条件は付けられません。

※構成員を「世帯」とすることは認められません。

※「相当数の者が現に構成員となっていること」について、「相当数」の者とは、その区域の全住民の過半数以上をいいます。

④ 規約を定めていること。

※規約には、目的、名称、区域、主たる事務所の所在地、構成員の資格に関する事項、代表者に関する事項、会議に関する事項、資産に関する事項等が定められていることが必要です。

また、認可しても行政組織の一部とみなしてはいけないこと、個人の加入を拒んではならないこと、特定の政党のために利用してはならないことなどが定められています。

※認可申請の際は、市民参加推進課にあらかじめご相談ください。